

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目次

告 示

- 認定液化石油ガス販売事業者として認定した件 三六
- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 三六
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 三六
- 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件二件 三六
- 急傾斜地崩壊危険区域として指定する件 三六
- 公 告 三五
- 落札者を決定した件 三五
- 一般競争入札を行う件 三四〇
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 三四
- 福 島 県 病 院 局 三四
- 公金の収納の事務を委託した件の一部を改正する件 三四
- 福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 三四
- 不在者投票のできる施設として指定した件 三四

告 示

福 島 県 告 示 第 四 百 六 十 九 号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三十五条の六第一項の規定により、保安確保機器の設置及び管理の方法についての基準に適合している液化石油ガス販売事業者を次のとおり認定した。

平成二十四年十月五日

福島県知事 佐藤雄平

一 氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

J A みちのく安達燃料株式会社 代表取締役社長 高宮 文作

二 住所

二本松市成田町一丁目八百十八番地

三 認定年月日

平成二十四年九月二十五日

（消防保安課）

福 島 県 告 示 第 四 百 七 十 号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年十月五日

福島県知事 佐藤雄平

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大川レディースクリニック	福島市鳥谷野字天神三一―一	平成二十四年七月一日
くすのき薬局西若松店	会津若松市材木町一―四―三	同 年九月一日
クオール薬局西若松店	会津若松市材木町一―〇―一六	同 同
おりーぶ薬局伊達店	伊達市杵形四一―一	同 同
みずいる調剤薬局	本宮市本宮字南町裡一〇九―一七	同 同

（社会福祉課）

福 島 県 告 示 第 四 百 七 十 一 号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十四年十月五日

福島県知事 佐藤雄平

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
大川レディースクリニック	福島市鳥谷野字天神三一―一	平成二十四年六月三〇日
キクヤ薬局	伊達郡川俣町字鉄炮町四七	同 年八月一日

（社会福祉課）

福 島 県 告 示 第 四 百 七 十 二 号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん

摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。

平成二十四年十月五日

氏名	住 所	施術所名	福島県知事 佐藤雄平
阿部 厚司	西白河郡矢吹町八幡町三三〇―四	阿部鍼灸院	指定年月日 平成二十四年六月二十八日

(社会福祉課)

福島県告示第四百七十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条で準用する同法第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成二十四年十月五日

氏名	住 所	施術所名	福島県知事 佐藤雄平
吉田 昌史	会津若松市東年貢一―四一―	あおい整骨院	指定年月日 平成二十四年七月二日

(社会福祉課)

福島県告示第四百七十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三條第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。

平成二十四年十月五日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三條第一項の土地の区域の名称 羽根山
 - 二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三條第一項の土地の区域の表示 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十六号までを順次結んだ線及び標柱十六号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
- | | | |
|--------|-------|--------|
| 福島市大笹生 | 三番二 | 一号 |
| 字羽根山 | 三番二 | 二号 |
| 字羽根通 | 六十七番一 | 三号 |
| | 六十四番 | 四号及び五号 |
| | 五十九番二 | 六号 |
| | 五十九番一 | 七号 |
| | 五十六番 | 八号 |
| | 五十五番 | |

字羽根山 十一番一 九号及び十号

八番 十一号

三番一 十二番、十三号、十四号及び十五号

四十六番一 十六番

二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三條第一項の土地の区域の名称 駒谷

二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三條第一項の土地の区域の表示 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱六号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

いわき市内郷高坂町	二十三番一	一号
字高橋	二十三番二	二号
	二十三番一	三号
	二十三番	四号
	三十三番	五号及び六号
	三十二番	
	二十二番	

(砂防課)

公 告

公告第285号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県防災事務連絡システム更新業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成24年10月5日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 落札に係る特定役務の名称及び数量 福島県防災事務連絡システム更新業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 福島県生活環境部県民安全総室災害対策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 三 落札者を決定した日 平成24年9月6日
- 四 落札者の氏名及び住所 日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 五 落札金額 101,850,000円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日
平成24年7月27日

(災害対策課)

公告第286号

W.T.O.に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける県民健康管理ツール作製・交付業務(その2)の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の第3第1項の規定により公告する。

平成24年10月5日

福島県知事 佐 藤 雄 平

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 県民健康管理ツール作製・交付業務(その2) 一式
 - (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間 契約締結日から平成25年3月29日まで
 - (4) 履行場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の承認を受けた者であること。

 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までには福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。
 - (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
 - (5) この公告に示した仕様に合致した業務のうち、印刷業務若しくはツール作製業務又はこれらと同等の業務について履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。
 - (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーポリシーの付与を受けている者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の承認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(5)及び(6)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成24年11月2日(金)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、この入札に参加する者に必要な資格の承認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県保健福祉部健康衛生総室健康増進課健康管理調査室

電話024-521-8219

- 4 契約条項等を示す場所、入札説明書等の配布場所及び問い合わせ先
 - 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書等の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、200円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで、平成24年11月1日(木)午後5時までに必着で請求すること。
- 5 入札及び開札の日時及び場所
 - (1) 日時 平成24年11月15日(木) 午後1時30分
 - (2) 場所 福島県自治会館4階病院局会議室(福島市中町8番2号)
 - (3) その他 郵便による入札をする場合には、書留郵便により行うものとし、平成24年11月14日(水) 午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
 - 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
 - (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (4) 契約書作成の要否 要
(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Outsourcing (the second one) of production and distribution concerning the Prefectural health monitoring file 1 set
(2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 15 November 2012
(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 14 November 2012
(4) Contact point for the notice: Healthcare Survey Unit, Health Promotion Division, Health & Hygiene Promotion Office, Social Health & Welfare Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL.024-521-8219

(健康増進課健康管理調査室)

公告第二百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成二十四年十月五日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称

戸ノ口堰土地改良区

就任した役員

役別 氏名 住所

理事 本田 武史 会津若松市一箕町大字八幡字墓料五七番地

(農村計画課)

福島県病院局

福島県病院局告示第2号

公金の収納の事務を委託した件（平成24年福島県病院局告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成24年10月5日

福島県病院事業管理者 高地 英夫

2 (1) 中「株式会社日本医療事務センター」を「株式会社ソラスト」に改める。

(病院経営改革課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六条、第百十四条、第百七条若しくは第百八十四条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、平成二十四年九月二十五日次のとおり指定した。

平成二十四年十月五日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

施設 の 名称	施設 の 所在地
介護老人保健施設多生苑猪苗代	耶麻郡猪苗代町字梨木西一〇一番地